

## 質 疑 応 答 書

業務名：夜間景観実態調査及び方針検討業務

質 問	回 答
<p>1. 実績件数は1契約を1件とカウントしますか。それとも、年度ごと契約ではあるものの複数年にわたり継続している業務は1件とカウントしてよろしいでしょうか。また、複数年分を1件として良い場合、契約金額も複数年分を合算することによろしいでしょうか。</p>	<p>同一事業であって、便宜上、年度ごとに発注が分かれているものについては、一つの業務とみなします。この場合、契約金額は複数年分を合算してください。</p>
<p>2. 実績に添付する契約書について、民間企業や海外行政団体が委託者の場合は守秘義務があるため契約書の開示ができません。このため契約書の添付は不可となりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書は業務実績が判断できる部分（発注者が自治体であることや業務の内容及び契約金額が分かる部分）が開示されていれば不開示部分があっても問題ありません。または、契約書と同等に上記内容が確認できる資料を提出していただくことも可能です。</p>
<p>3. 様式4-2「実施計画(1)業務の実施方針・(2)作業計画」は、各1ページですが、ページ数を増やしてもいいですか。ページ数の上限はございますか。</p>	<p>提案書の枚数については、【様式4-2】の最終ページにある注意事項のとおり、必要に応じて各記載欄の枚数を追加していただいて構いませんが最小限にとどめてください。</p>
<p>4. 様式4-2「類似業務の実績」にて、下請負も実績として記載可能との事ですが、下請負での業務時の契約書(仕様書)と契約金額は、元請負が請け負った時の契約書(仕様書)と契約金額ですか。それとも下請負と元請負との契約書(仕様書)と契約金額ですか。下請負と元請負との契約書(仕様書)がない際は、実績として認められますか。また、ライトアップ業務の実施施工時に下請業者として受注した業務であり、契約上の守秘義務の都合にて契約書や仕様書等の写しを開示できない場合でも実績として記載することは可能でしょうか。</p>	<p>下請負としての実績を記載する場合、発注者の欄には、業務を発注した自治体名に加え、その自治体から業務を受注した元請業者名の2者を記載し、契約金額、履行期間及び業務内容の欄については、下請負として貴社が履行された実績内容を記載してください。業務実績が確認できる資料については、元請業者と貴社との契約書、または、契約書と同等に業務実績が確認できる資料を提出していただくことも可能です。</p> <p>なお、契約書は業務実績が判断できる部分（発注者が自治体であることや業務の内容及び契約金額が分かる部分）が開示されていれば不開示部分があっても問題ありません。</p>

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなします。質問は質問内容が明確になるよう、一部記載を整えています。